

日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて

日本標準産業分類に関し、よくいただくお問合せと回答をまとめてみました。実際にお問合せいただく前に、こちらを御一読いただけましたら幸いです。

日本標準産業分類は、公的統計の作成に当たり産業別に表示するための分類です。助成事業等の認定に当たり本分類が活用されている事例もあると承知していますが、総務省で、個別の事業所/企業が助成事業等の対象か否かを判断するものではありません。そのようなお問合せは当該助成事業等を所管する機関へお願いします。

日本標準産業分類の基本的な考え方に関するQ & A

ここでは、日本標準産業分類の基本的な考え方に関するお問合せ・回答を整理しています。これらの基本的な考え方に基づき、個々の事業所の分類が決定されています。

Q：「日本標準産業分類」とは何ですか？

A：日本標準産業分類は「事業所」を経済活動別に分類するためのものです。事業所は、モノやサービスを生産又は提供するところを指し、モノやサービスを生産することを経済活動といいます。

したがって、モノやサービスを生産していない場合は、産業分類は適用されませんので、御注意ください（例えば、自己資金（自社の余剰金等）を運用し、運用益を売上げとしている場合など）。

Q：どこに分類されるかはどのように確認すればいいですか？

A：分類は、大分類（アルファベット）、中分類（数字2桁）、小分類（数字3桁）細分類（数字4桁）の4つのレベルに分かれます。まず、日本標準産業分類の大分類総説や日本標準産業分類の大分類体系の概要を御一読いただき、事業内容が大分類のどこに分類されるかを御確認ください。次に、より細かい分類をお知りになりたい場合、モノの生産を行っている場合は、①何を作っているか②どのような生産技術で作っているかによって分類項目が分かれています。

また、サービスの提供の場合、①誰に対して、②どのようなサービスを提供しているのかによって分類項目が分かれていますので、各項目の説明や内容例示を御参照の上、分類を御確認ください。

そのほか、下記ウェブサイト（e-Stat）でキーワード検索（例えば、自動車の完成品を製造している場合、「自動車」と入力して検索）を行うことにより分類を確認することが出来ます。

(<http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>)

Q：日本標準産業分類には内容例示が掲載されていますが、例示に無いものは該当しないということでしょうか？

A：掲載されている例示は、あくまで該当する事業所や経済活動の一部です。ある事業所がどこの分類に該当するかは、掲載されている例示を参考に、活動内容が類似しているかどうかで御判断ください。

Q：複数の経済活動を行っている場合は、どうやって分類するのですか？

A：1つの事業所において複数の経済活動を行っている場合は、主要な活動（例えば、利益や売上高などの最も大きいもの）によって決定します。
(例えば、1つの事業所において、事務用品の卸売り（売上：150万円）と事務用品の賃貸（売上：60万円）を行っている場合、売上げの多い卸売業に分類されます。)

Q：モノを製造して販売している場合、どこに分類されますか？

A：

- 例1：製造して、事業者へ卸している場合→製造業
- 例2：製造して、店舗を介さず通信販売等により直接消費者に販売している場合→製造業
- 例3：製造して、製造と同じ場所にある販売施設によってその場で消費者に販売している場合→小売業

Q：モノを加工して販売している場合、製造業又は卸売業、小売業の

A：販売業務に付随して行う簡単な加工（簡易包装、洗浄、選別等）は卸売業、小売業に分類されます。

○卸売業、小売業に分類される例

例1：魚の頭を切り落として販売

例2：茎わかめを仕入れて茎を切り落としてわかめのみを販売 等

○また、以下の加工の場合は、製造業に分類されます。

例1：ハムを薄く切ってスライスハムにして卸す

例2：魚をさしみや切り身にして卸す 等

Q：どのような事業所が「サービス業」に該当しますか？

A：サービスは大変幅の広い概念です。日本標準産業分類では、単一の「サービス業」という分類項目ではなく、複数の分類項目を設定しています。もし統計以外の目的（例えば許認可の申請等）で、当該許認可を所管する行政機関の定める「サービス業」の範囲をお知りになりたい場合は、その施策を実施している府省にお問合せください。

よくお問合せいただく個別事例に関するQ & A

個別事例のうち、よくお問合せいただくものについて整理しました。

Q：「サービス付き高齢者向け住宅」はどこに分類されますか？

A：高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）において提供が義務づけられている状況把握サービス及び生活相談サービスのみを提供している場合

→「6921貸家業」

状況把握サービス及び生活相談サービスの他に、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく有料老人ホームの届出の要件である「①食事の提供」「②介護の提供」「③家事の供与」「④健康管理の供与」のいずれかを実施している場合

→「8546有料老人ホーム」

Q：「カット野菜の製造」はどこに分類されますか？

A：

○例1：野菜を仕入れて、すぐに料理に使用出来るようにカットする場合（炒め物用やサラダ用など）→「0999 他に分類されない食料品製造業」

○例2：野菜を仕入れて、キャベツを半分にカットしたり、しいたけの茎をカットするなど、軽微な加工を行う場合→「5213 野菜卸売業」

（※ 野菜を栽培し、同じ事業所内でしいたけの茎を切るなど、軽微な作業の場合→「0113 野菜作農業」）

Q：工場で野菜やきのこを栽培する場合は、製造業ですか？

A：「0113 野菜作農業」に分類されます。

（野菜を栽培する場合は、農業に分類されます。栽培する場所（畑又は工場）で分類の変更はありません。）

Q：ソーラーパネル（太陽光発電システム）を設置して、発電した電気を売
る場合はどこに分類されますか？

A：「3311 発電所」に分類されます。

（主として売電事業を行っている場合、発電所に分類されます。）

Q：「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」は、どのような産業が
分類されるのですか？

A：事業所に対して行うサービスのうち、大分類R サービス業（他に分類され
ないもの）を含め他の全ての分類項目に該当しない場合に、「9299 他に分類
されないその他の事業サービス業」に分類されます。

○ 「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に分類される例

例1：通信業者の下請としての営業（新規顧客の開拓）を行い、手数料を受け取る事業所

例2：家電量販店から委託を受けて、パソコンを購入した客の家に行き、インターネットの設定や接続のサポートを行い、家電量販店から手数料を受け取る事業所

間違いやすい個別事例に関するQ & A

個別事例のうち、分類に迷うものや間違いやすいものについて整理しました。

Q：「車の製造」はどこに分類されますか？

A：手動式の場合：「3191 自転車・同部分品製造業」

電動式の場合：「3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業」

Q：単にクレーンを賃貸するのではなく、オペレーターを付けて現場へ行き、建設現場内でクレーン作業を請け負う事業所はどこに分類されますか？

A：この場合、「7022 建設機械器具賃貸業」ではなく、「07 職別工事業」に分類されます。小分類や細分類に分類する場合、それぞれの事業内容によって分類されます。

例1：クレーン車を操作し、土木工事を請け負う場合

→ 「0722 土工・コンクリート工事業」

例2：クレーン車を操作し、建設現場内に機械や資材の搬入を行う場合

→ 「0799 他に分類されない職別工事業」

Q：「8911 自動車一般整備業」と「8919 その他の自動車整備業」の違いは何ですか？

A：「8911 自動車一般整備業」は、総合的に修理する事業所であり、「8919 その他の自動車整備業」は、パーツを修理する事業所です。

※ 自社で修理可能な範囲で修理を行い、それ以外は外注する場合、総合的に修理を行うとはいえないため、「8919 その他の自動車整備業」に分類されます（「8911 自動車一般整備業」は、事業所に全ての修理の設備がある場合）。

日本標準産業分類の大分類体系

[大分類項目]

